

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年3月24日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	1市5町2村 ^{※1}	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}	1市4町2村 ^{※3}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カブラフラワー等)		
	カブ		
	原産シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原産シタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シタケ(施設栽培)を除く。)	—
	原産ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 楡倉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楡葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウバハミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
穀類	タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、埴町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	フキ	葛尾村	—
	フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楡葉町、天栄村	—
	フキソウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村	—
	ワラビ	伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村	—
	ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、広野町	—
	ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ユズ	福島市、南相馬市	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪江川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧辻沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、飯川(支流を含む。))を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、白根川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、飯川及びその支流を除く。)、白根川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—	
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—	
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(飯川の支流から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—	
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(飯川の支流から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—	
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(飯川の支流から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—	
水産物	最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線と囲まれた海域	—	
肉	牛の肉 ^{※10}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※11}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、楡枝坂村	—
	ノウサギの肉	全域	—
ヤマドリ	肉	全域	—

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村

※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬路、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国本林福島森林管理課251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力

[illegible][illegible]

※ 福島県相馬市(平成24年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に属する)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住困難区域及び避難指示解除準備区域に属する)、雫街、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に属する)、大田町(平成25年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に属する)、双葉町(平成25年7月7日付け指示により設定された帰還困難区域に属する)、浪江町(平成25年7月7日付け指示により設定された帰還困難区域に属する)、川内町(平成24年3月7日付け指示により設定された居住困難区域及び避難指示解除準備区域に属する)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に属する)、川俣町(平成24年3月7日付け指示により設定された居住困難区域及び避難指示解除準備区域に属する)、及び楳町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に属する)に属する。

※ 指定避難場所指定（平成24年4月30日付け指示）により設定された居住居住区域及び避難指示解除準備区域（区）に属する。川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住居住区域及び避難指示解除準備区域（区）に属する。飯沼町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された居住居住区域を除く区域（区）に属する）。大宮町（平成24年1月10日付け指示）により設定された帰還困難区域を除く区域（区）に属する。双葉町（平成25年4月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域（区）に属する。浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された居住居住区域を除く区域（区）に属する）。川内村（平成24年3月30日付け指示）により設定された居住居住区域及び避難指示解除準備区域（区）に属する。葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域（区）に属する。及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域（区）に属する。

※ 福島県南相馬市（平成24年3月30日付指示により設定された避難指示解除準備区域（※））、川内町（平成25年5月7日付指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域（※））、楢葉町、富岡町（平成25年3月7日付指示により設定された相馬市指定避難区域（※））、大熊町（平成24年11月30日付指示により設定された相馬市指定避難区域（※））、双葉町（平成25年5月7日付指示により設定された相馬市指定避難区域（※））、浪江町（平成25年3月7日付指示により設定された相馬市指定避難区域（※））、川内村（平成26年9月12日付指示により設定された避難指示解除準備区域（※））、葛尾村（平成25年3月7日付指示により設定された相馬市指定避難区域（※））及び飯館村（平成24年6月15日付指示により設定された相馬市指定避難区域（※））に限る。

[illegible]

※10 当該県において飼養されている生について、県外への移動(12月齢未満の生のもを除く)及び上乗場への出荷を著し、控えるよう要請

※11 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年3月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	階上町
		青森市、十和田市、鯉ヶ沢町（ナラタケを除く。）
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	一関市、奥州市
	原木ナメコ（露地栽培）	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類（野生のものに限る。）	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市（旧矢作村、旧横田村の区域に限る。）、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ（野生のものに限る。）	奥州市
水産物	ワラビ（野生のものに限る。）	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ（養殖を除く。）	砂鉄川（支流を含む。）
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、加美町、南三陸町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	キノコ類（野生のものに限る。）	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市（旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。）、大崎市（旧三本木町の区域に限る。）、丸森町（旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。）
	クサソテツ（こごみ）	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ（こごみ）（野生のものに限る。）	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ（野生のものに限る。）	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ（養殖を除く。）	一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、暮石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）
	アユ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）及び同県内の北上川（支流を含む。）
肉	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ（施設栽培）	土浦市、鉾田市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く）
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ（野生のものに限る。）	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町
水産物	アメリカナズ（養殖を除く。）	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年3月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ（こごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クマの肉	那須町
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）及び薄根川（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	の肉

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	君津市、富津市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
水産物	ギンナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村（マツタケを除く。）
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

参考資料 2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年3月24日現在

[illegible]

※ の箇所は、出荷制限の対象

福島県		出荷制限
クサソテツ(こごみ)		H23.8.8～：福島市、桑折町
		H24.8.1～：福島市、伊達市、須賀町、三春町
		H24.8.2～：川俣町
		H24.8.7～：田村市、古殿町
		H24.8.10～：二本松市、大玉村
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)		H25.8.30～：郡山市
		H26.8.14～：喜望峯町、喜海村
		H27.8.18～：広野町
		H28.4.24～：会津坂東町
		H27.8.30～：南相馬市
コシアブラ		H24.8.2～：福島市、二本松市
		H24.8.7～：郡山市、白河市、喜多方市、会津坂東町、喜直町、塙町
		H24.8.10～：伊達市、須賀町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、喜多村、鮎川村
		H24.8.14～：須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村
		H24.8.17～：桑折町、霞宮代町
		H25.8.7～：柳津町、北塩原村
		H25.8.14～：喜海村、南相馬市、古殿町、南会津町、新堀町、泉崎村
		H25.8.23～：三島町、川内村
		H25.8.22～：浜川町、広野町
		H25.8.28～：本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村
		H25.8.29～：三春町
		H25.8.3～：会津磐梯町、鏡石町
		H25.8.8～：会山町
		H25.8.10～：昭和村
		H28.4.28～：西会津町
コシアブラ (野生のものに限る。)		H28.8.8～：只見町
		H24.8.2～：いわき市、二本松市
		H24.8.10～：福島市
		H24.8.24～：川俣町
		H25.8.14～：喜望峯町、喜海村
ゼンマイ		H25.8.14～：須賀川市
		H25.8.20～：川内村
		H25.8.10～：郡山市
		H27.8.11～：田村市
		H28.8.14～：広野町、大玉村
ゼンマイ (野生のものに限る。)		
ウワミソウ (野生のものに限る。)		H25.8.24～：須賀川市、須賀町
野菜類 クラノメ (野生のものに限る。)		H24.8.1～：いわき市、福島市、伊達市、桑折町
		H24.8.2～：福島市
		H24.8.7～：郡山市、白河市、塙町、新堀町
		H24.8.10～：大玉村、喜多村
		H24.8.14～：川俣町
		H25.4.28～：南相馬市
		H25.8.14～：広野町、鮎川村、喜海村
		H25.8.18～：二本松市、古殿町、泉崎村
		H25.8.20～：川内村
		H25.8.23～：本宮市、須賀川市
		H25.8.3～：喜海村
		H25.8.10～：田村市
		H25.8.14～：霞宮代町
		H27.8.28～：喜海村
		H25.8.18～：桑折町、磐梯町
		H26.8.10～：天栄村
フキ		H24.4.8～：福島市、川俣町、田村市、福島市、広野町
		H24.4.18～：伊達市、桑折町、須賀町
		H24.4.11～：磐梯町、喜海村
		H27.8.8～：南相馬市
		H28.1.20～：本宮市
フキ/トウ (野生のものに限る。)		H24.8.10～：いわき市、伊達市
		H24.8.17～：川俣町
		H24.8.17～H27.8.18一部解除：喜多方市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。）
		H24.8.17～H26.8.24一部解除：福島市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。）
		H25.4.28～：南相馬市
ワラビ		H25.8.11～：鮎川村
		H25.8.30～：磐梯町
		H25.8.14～：喜海村
		H26.8.14～：二本松市
		H26.8.14～：広野町
ワラビ(野生のものに限る。)		
ウメ		H23.6.2～H25.10.21解除：福島市、伊達市、桑折町
		H23.8.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。）
		H24.8.6～H25.10.21解除：国見町
		H25.8.6～H27.1.11解除：相馬市
		H25.8.28～：福島市、南相馬市
ユズ		H24.1.10～H27.1.29解除：いわき市
		H23.3.21～H26.3.17解除：桑折町
		H23.10.14～H29.2.1解除：伊達市
		H23.8.20～：伊達市、南相馬市
		H24.8.8～H25.1.23解除：二本松市
クリ		H24.10.12～H26.11.17解除：いわき市
		H23.12.9～H26.11.17解除：相馬市
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
キウイフルーツ		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助祭、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
小豆		H25.1.4～H26.3.13一部解除：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
		H27.10.23解除：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
		H24.12.25～H26.3.13一部解除：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)
		H27.10.23解除：郡山市(旧高野村の区域に限る。)
		H25.1.4～H26.3.13一部解除：二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.8.9一部解除：桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.8.9一部解除：福島市(旧立子山村の区域に限る。)
		H25.2.18～H25.7.10一部解除：福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
		H25.3.5～H25.7.10一部解除：福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)
		H25.3.25～H25.7.10一部解除：福島市(旧佐倉村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧増木村及び旧富野村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.7.10一部解除：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.11.7一部解除：本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)
		H25.12.18～H27.8.23一部解除：南相馬市(旧太田村の区域に限る。)
		H26.12.17～H27.8.23一部解除：本宮市(旧白岩村に限る。)
熟米 (平成23年産)		H26.12.17～H28.3.25解除：大玉村(旧大山村に限る。)
		H23.11.17～：福島市（旧小園町の区域に限る。）
		H23.11.29～：伊達市（旧小園町及び旧月輪町の区域に限る。）
		H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。）
		H23.12.8～：二本松市（旧奥川村の区域に限る。）
熟米 (平成23年産)		H23.12.8～：伊達市（旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。）
		H23.12.18～：伊達市（旧佐倉村の区域に限る。）
		H23.12.18～：伊達市（旧佐倉村の区域に限る。）
		H23.12.18～：伊達市（旧佐倉村の区域に限る。）
		H23.12.18～：伊達市（旧佐倉村の区域に限る。）

※ の箇所は、出荷制限の対象

ノウサギの肉	H25.1.30～：全量
ヤマドリの間	H24.11.13～：全量

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年3月24日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類（野生のものに限る。）	H24.10.28～：十和田市、南上町（ナラタケを除く。） H24.10.28～H27.11.20解除：十和田市（ナラタケに限る。） H24.10.30～：青森市（ナラタケを除く。） H24.10.30～H27.11.20解除：青森市（ナラタケに限る。） H24.10.17～：身支度済（ナラタケを除く。） H25.10.1～H27.11.20解除：身支度済（ナラタケに限る。）	
		水産物	
マダラ		H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東津軽郡陸奥町灯台と北海道胆振郡恵山町灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳町灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森県手前海岸の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
野菜類	タケノコ	H24.8.31～：一関市、奥州市 H24.8.30～：陸奥高田市（下部の地域を除く。） H25.4.30～H25.3.29解除：陸奥高田市（旧気仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米村の区域に限る。）	
		原木クワタケ（露地栽培）	
		H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.6.18～H27.6.15一部解除：陸奥高田市、釜淵町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.20～H27.6.15一部解除：大宮町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.25～：平泉町 H24.6.28～H27.6.10一部解除：一関市、大館町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.28～H27.6.10一部解除：盛岡市、奥州市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.27～H25.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.7～H27.6.10一部解除：遠野市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.27～H27.6.17一部解除：金ヶ崎町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	キノコ類（野生のものに限る。）	H24.5.10～H24.6.9解除：大館市、盛岡市 H24.10.23～：陸奥高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一関市、陸奥高田市、平泉町 H24.10.18～：盛岡市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.23～：奥州市 H24.11.7～：遠野市、金ヶ崎町 H25.10.9～：盛岡市 H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.18～：盛岡市	
		コンブアラ	
		H24.5.18～：盛岡町 H24.5.9～：北上市 H25.8.18～：遠野市 H27.8.12～：一関市 H24.5.30～：奥州市	
	セリ（野生のものに限る。）	H24.5.30～H27.12.21解除：一関市	
		ゼンマイ	
		H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：盛岡町 H24.5.18～：奥州市、陸奥高田市 H25.6.7～：一関市 H25.6.4～：平泉町 H25.6.7～：盛岡市	
	フナビ（野生のものに限る。）		
水産物	ワタリ（養殖を除く。）	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市（旧龍清水村の区域に限る。） ～H27.7.1解除	
		スズキ	
		H24.11.13～H26.6.11解除：盛岡市（旧沢井村の区域に限る。）、一関市（旧大瀬町の区域に限る。） H24.11.30～H25.7.9解除：奥州市（旧宮川村の区域に限る。） H24.10.25～H27.11.20解除：東北電力管内の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H25.1.1解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	ウグイ	H24.8.9～：砂浜川（支流を含む。） H24.5.8～H27.9.30解除：巻井川（支流を含む。） H24.5.11～H27.9.10解除：岩手県内の北上川のうち四十田ダムの下流（支流を含む。）、ただし、石羽根ダムの上流、石巻ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網敷ダムの上流、豊沢ダムの上	
		H24.5.12～H25.7.31解除：奥仙川（支流を含む。） H24.5.1～H25.8.25解除：大川（支流を含む。）	
	肉	H25.8.1～H25.8.25一部解除：全鶏（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。） H24.8.10～：全鶏 H24.7.28～：全鶏 H24.10.22～：全鶏	
宮城県		出荷制限	
野菜類	タケノコ	H24.5.1～H27.6.24解除：白石市 H24.5.1～：丸森町（下部の区域を除く。） H24.5.1～H25.6.17解除：丸森町（旧林野村の区域に限る。） H24.5.1～H27.6.24解除：大崎町（旧丸森町及び旧小野村の区域に限る。） H24.6.28～：鹿野町（下部の区域を除く。） H24.6.28～H27.7.17解除：栗原市（旧鹿野町、旧志保町、旧高清水町及び旧鹿嶋町の区域に限る。） H25.8.7～：大崎町（旧三木太町の区域に限る。）	
		原木シイタケ（露地栽培）	
		H24.1.18～：白石市、角田市 H24.8.9～：丸森町 H24.3.18～：鹿王町 H24.6.9～：刈田町 H24.6.11～H27.8.5一部解除：栗原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.11～H27.7.17一部解除：栗原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.18～H25.1.25一部解除：鹿野町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.18～：石巻市 H24.6.20～H27.6.10一部解除：大崎町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.28～：宮城県 H24.6.25～H25.8.25一部解除：登米市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.27～H27.8.11一部解除：加賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.8.7～：登米町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ瀬町 H24.5.18～：大賀村 H24.6.27～H27.6.15一部解除：登米市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.27～H27.6.15一部解除：大崎町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.6.7～H25.12.22一部解除：刈田町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
	キノコ類（野生のものに限る。）	H24.10.18～：鹿野町、大崎町 H25.9.24～：新倉市 H25.8.12～：村田町 H24.4.27～：鹿野町	
		クサヤシロ（こごみ）	
		H24.6.27～H27.6.22一部解除：大崎町（撤去されるクサヤシロは出荷制限の対象から除く。） H24.6.7～H27.6.22一部解除	
	コンブアラ	H24.6.9～：丸森町、鹿野町 H24.6.9～：大崎町、南三陸町 H24.5.11～：丸森町、七ヶ瀬町 H25.6.7～：大崎町 H24.5.11～：丸森町、丸森町 H24.5.17～：大崎町	
		ゼンマイ	
		H24.5.17～：大崎町	
	水産物	トラノボ（野生のものに限る。）	H25.8.28～：丸森町、鹿野町、大崎町
			ワタリ（養殖を除く。）
			H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）のうち、白根堤より上流の白石川（支流を含む。） H24.4.20～H27.9.30解除：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）、ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。）（ただし、下記の上流を除く。） H24.4.20～：白石川（支流を含む。）、七ヶ瀬ダムの上流を除く。） H24.5.14～：大蔵川の大蔵ダムより上流（支流を含む。）及び名取川の秋保大池の上流（支流を含む。） H24.5.24～：荒瀬川のうち新島川の上流（支流を含む。）及び新川（支流を含む。）、ただし、新川及びその支流並びに豊川等稲穂の上流を除く。） H24.5.28～：荒瀬川のうち新島川の上流（支流を含む。）及び新川（支流を含む。） H24.5.22～：荒瀬川のうち新島川の上流（支流を含む。）及び新川（支流を含む。） H24.12.8～：荒瀬川（支流を含む。） H24.4.30～：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）、七ヶ瀬ダムの上流を除く。）
ウグイ		H24.8.28～：宮城県内の老上川（支流を含む。） H24.5.18～H25.8.25解除：宮城県内の大川（支流を含む。）	
肉	牛の肉	H25.7.28～H25.8.18一部解除：全鶏（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。） H24.8.22～：角田町、丸森町、山田町 H24.8.28～：全鶏（上部地域を除く。） H24.8.25～：全鶏	
		イノシシの肉	
		クマの肉	

[illegible]

都 本 県		出府制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10→H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.10→H25.3.26解除：永野川(支流を含む。)	
		H24.6.20→H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
		H24.5.30→H27.6.22解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7→H24.9.26解除：大淵川(支流を含む。ただし、長井川及びその支流を除く。)	
肉	牛の肉	H24.5.30→H24.9.26解除：宇都川(支流を含む。)	
	イノシシの肉	H24.5.30→H25.1.23解除：荒瀬川(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.5.30→H25.1.23解除：荒瀬川(支流を含む。)	
その他	茶	H23.8.2→H25.3.31解除：奥溜市	
群馬県		出府制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21→4.6解除：全域	
	カキナ	H23.3.21→4.6解除：全域	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.25～：沼南町、東吾妻町、猪苗村	
		H24.10.10～：真山村	
		H24.10.18～：安中市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10.23～：長野県	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.10.23～：中央市	
		H24.10.23～：長野県	
		H24.10.23～：中央市	
		H24.10.23～：中央市	
肉	牛の肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イノシシの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	クマの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	ヤマドリ	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
その他	茶	H23.6.30→H24.5.28解除：桐生市	
埼玉県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
		H24.11.5～：鳩山町	
千葉県		出府制限	
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4→4.22解除：旭市、香取市、多古町	
	シロツメクサ、シロツメクサイ、ササユイ	H23.4.4→4.22解除：旭市	
	ハヤシ	H23.4.4→4.22解除：旭市	
	セルリー	H23.4.4→4.22解除：旭市	
	タケノコ	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
農産物	タケノコ	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
		H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
		H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
		H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
		H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
肉	牛の肉	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
	イノシシの肉	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
	クマの肉	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
	シカの肉	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
	ヤマドリ	H24.4.5→H25.10.23解除：市原市、水戸湾市	
その他	茶	H23.6.30→H24.5.28解除：桐生市	
神奈川県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
		H24.11.5～：鳩山町	
		H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
		H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
		H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
		H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イノシシの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	クマの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	ヤマドリ	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
その他	茶	H23.6.30→H24.5.28解除：桐生市	
東京都		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
		H24.11.5～：鳩山町	
		H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
		H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
		H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
		H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イノシシの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	クマの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	ヤマドリ	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
その他	茶	H23.6.30→H24.5.28解除：桐生市	
新潟県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
		H24.11.5～：鳩山町	
		H24.10.18～：横瀬町、野野宮町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27→H24.11.9解除：清瀬川	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成29年3月24日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村
		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
原産シイタケ（露地）		H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		H23.4.13～： 飯館村
		H23.9.0～： 棚倉町（※首根箇に属する野生キノコに限る）
キノコ類（野生のものに限る。）		H23.9.15～： いわき市、棚倉町
		H23.9.20～： 南相馬市
水産物 ヤマメ（養殖を除く。）	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ（養殖を除く。）	H24.3.29～： 新田川（支流を含む。）
肉 イノシシの肉		H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※の箇所は摂取制限の対象